別記様式第１号（第６関係）

# 政務活動費　領収書等貼付用紙

2657



| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年６月30日 | 支出額 | 50,000 円 |
| 項目 | 事務所費 | 充当額 | 35,000 円 |
| 細目 | 事務所費 | 按分率 | 7/10 |
| 摘要 | 事務所賃借料　　７月分 | | |
| 備考 | 事務所賃借料　　７月分 | | |

別記様式第１号（第６関係）

# 政務活動費　領収書等貼付用紙

2657　　(2/2)

## キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

埼玉りそな銀行

| 取引銀行 | 取引店 | 口座番号 |
|---|---|---|
| 0017 | [redacted] | ********** |

| 取扱店 | お取扱日 | 時刻 |
|---|---|---|
| 57407 | 07-06-30 | 11:18 |

| お取引内容 | お取引金額(円) | 手数料 |
|---|---|---|
| 振込 | ¥50,000 | ¥0 |

| お取引後の残高(円) | おつり |
|---|---|
| ********** | |

お取引現金内訳

| (1万円) | (5千円) | (1千円) | (硬貨) |
|---|---|---|---|
| 万円 | 千円 | 千円 | 円 |

お振込明細またはご案内　　電信

お受取人
サイタマリソナ
クマガ゛ヤエキマエ
普通　4129616
カ)スエヒロフト゛ウサン様
登録番号　0014

ご依頼人
スキ゛タ　シケ゛ミ様
電話番号　[redacted]
取扱番号　300009

印紙税申告納付につき消印
*****
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

# 事 業 用 賃 貸 借 契 約 書

貸主　株式会社末広不動産　（以下「甲」という。）と借主　杉田 茂実　（以下「乙」という。）と、連帯保証人　――――　（以下「丙」という。）とは、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書（1）目的物件の表示

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 建物 | 名　称 | 本町１丁目店舗　　1・2階 | | |
| | 所在地 | （住居表示）　埼玉県熊谷市本町1丁目181番地 | | |
| | | （登記簿）熊谷市本町一丁目 181番地 | | |
| | 構　造 | 鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付4階建 | | |
| | 種　類 | 事務所 | 新築年月 | 昭和40年5月 |
| | 面　積 | 264.30㎡　（79.95坪）　※専有部分面積 | | |
| 賃貸方法 | | 事業用賃貸借契約 | | |
| 附属施設 | | | | |

頭書（2）事業内容（具体的に記載すること）

| |
|---|
| 埼玉県議会議員事務所 |

頭書（3）契約期間

| | | |
|---|---|---|
| 2022年4月1日　から | 2023年3月31日　まで | （1年間） |

頭書（4）賃料等

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 賃貸料 | 月額 50,000円<br>（45,455 円＋消費税<br>10%相当分4,545 円） | — | | — | |
| 敷金 | | — | | — | |
| 火災保険 | 保険証券の写し要提出 | — | | — | |
| — | | — | | — | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| その他の条件 | | | | |
| 貸与する鍵 | 鍵No | | | |
| | 本　数 | | | |
| 賃料等の支払時期 | | 毎月末日までに翌月分を振込 | | |
| 賃料等の支払方法 | ☑ 振　込 | [redacted] | | |
| | □ 持　参 | 持 参 先 | | |
| | □ 口座引落 | 委託会社名 | | |

頭書（5）借主緊急連絡先

| | | |
|---|---|---|
| 緊急連絡先（担当者） | （氏　名） | 杉田 茂実 |
| | （自　宅）TEL | [redacted] |
| | （勤務先）TEL | 048-526-1813（名称・部署名）　課 |
| | （携　帯）TEL | 090-3211-6225 |

頭書（6）貸主及び管理業者

| | |
|---|---|
| 貸　主 | 氏名　株式会社末広不動産 |
| | 住所　埼玉県熊谷市筑波二丁目14番地 |

| | |
|---|---|
| 管理業者 | 商号又は名称　株式会社末広不動産 |
| 所在地 | 埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地　TEL 048-522-1112 |
| 賃貸住宅管理業者登録制度登録番号 | |
| (一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号 | 4656　※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載 |
| 管理担当者 | 氏名 [redacted]<br>賃貸不動産経営管理士：登録番号 [redacted]　※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載 |

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

| | |
|---|---|
| 所有者 | 氏名　貸主と同じ |
| | 住所　貸主と同じ |

**頭書（7）更新に関する事項**

本事業用賃貸借契約の契約期間は頭書（3）契約期間に記載の1年間とする。
尚、契約期間満了に際し、甲乙共に何ら申し出がない場合、本契約は更に1年間同一条件にて延長（自動更新）されるものとし、以後も同様とする。
また、契約期間満了に際し申し出がある場合は、甲乙共に3ヶ月前までに相手方に対して書面にて通知するものとし、以降の契約条件を協議出来るものとする。

**頭書（8）特約事項**

※甲及び乙は賃料を含む課税対象項目の消費税率引上げの際は、新消費税率での適用となる事を了承するものとする。
※本契約書第12条（解約）に基づき、甲は乙に対して期間満了の6ヶ月前迄に解約の申入れを行うことにより本契約を終了する事ができる。
乙は、甲に対して3ヶ月前迄に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
乙は、解約の申入れの日から3ヶ月分の賃料（本契約の解約後の賃料相当額を含む。）を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過するまでの間、随時に本契約を終了することができる。
※乙は、本契約書契約条項第10条（契約期間中の修繕）に関わらず、本物件の建物に経年劣化が生じている事を十分に認識の上借り受けるものとし、建物及び付属設備の維持保全及び定期メンテナンスを含む一切の請求をしないものとする。但し、雨漏りについては、甲の負担をもって修繕するものとする。
※甲は、本物件を現状有姿にて乙へ引き渡すものとし、乙はこれを了承の上借り受けるものとする。
※乙は、本建物を明け渡す際、原状に復すこととする。
尚、著しく床やクロスを損傷し、床替え及び張替えが必要となった場合は、乙の負担にて行うものとする。
※乙は、本物件への増改築や看板レイアウト等の新設・変更・撤去をする際は、事前に甲へ書面にて通知し、甲の同意を得た上で取り掛かることとする。（但し軽微な補修などはこの限りでない）
また、乙は上記工事に伴う建物・設備に穴や傷跡等が生じた際は退去時に原状に復すものとする。
※乙は、甲より貸与された鍵を1本でも紛失させた場合、乙の費用にて交換しなければならない。
鍵交換をした際は、交換前の鍵を甲へ返却し、交換後の元鍵を1本甲へ渡すものとする。
また、乙は鍵交換を希望する際は事前に甲の許可を得なければならない。
※乙は、本物件明け渡しの際甲に対してその事由、名目の如何に拘らず本物件の改装、間仕切り、その他諸造作設備等の買取請求及び有益費の償還請求又は移転料、立ち退き料、権利金等一切の請求をしないものとする。
※乙は、乙の責任において損害を担保する目的で事業用火災保険（借家人賠償責任保険必須）へ加入し、火災保険証券の写しを提出するものとする。
※乙は、自己またはその代理人、使用人、来客、又はその他関係者の故意並びに過失により建物及び設備等を故障、破損、滅失させた時はその賠償をしなければならない。
※乙は、本物件を事務所としてのみ利用し、他の用途に使用してはならない。
乙が他の用途での使用をした際は、甲は催告を要せず本契約を直ちに解除する事ができるものとする。
※乙は、退去時に残置物を残さないものとする。

本契約の締結を証するため本契約書を2通作成し、記名押印の上、甲及び乙が各自１通を保有する。

2022年 9月29日

| | | | |
|---|---|---|---|
| 甲・貸主 | 氏名 | 株式会社 末広不動産<br>代表取締役社長 日向 弘薫 ㊞ | TEL 048 - 522 - 1112 |
| | 住所 | 埼玉県熊谷市筑波二丁目14番地 | |
| 乙・借主 | 氏名 | 杉田 茂実 [redacted] | TEL 090-8211-6225 |
| | 住所 | 熊谷市小江川 894番地 | |
| 連帯保証人 | 氏名 | 回 | TEL |
| | 住所 | | |
| | 極度額 | 初回契約時賃料等の　　ヶ月分　（　　円） | |
| 連帯保証人 | 氏名 | 回 | TEL |
| | 住所 | | |
| | 極度額 | 初回契約時賃料等の　　ヶ月分　（　　円） | |
| 保証機関 | | | |

| | | A | | B |
|---|---|---|---|---|
| 宅地建物取引業者 | 主たる事務所<br>所在地・TEL | 埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地<br>末広不動産ビル2階<br>048-522-1111 | 主たる事務所<br>所在地・TEL | |
| | 商号又は名称 | 株式会社　オフィスナンバーワン | 商号又は名称 | |
| | 代表者の氏名 | 代表取締役 日向 弘薫 ㊞ | 代表者の氏名 | ㊞ |
| | 免許証番号 | 埼玉県知事（8）第１４２５５号 | 免許証番号 | |
| | 免許年月日 | 平成30年 7月11日 | 免許年月日 | |
| 宅地建物取引士 | 氏名 | [redacted] | 氏名 | ㊞ |
| | 登録番号 | [redacted] | 登録番号 | |
| | 業務に従事する事務所名 | 株式会社　オフィスナンバーワン | 業務に従事する事務所名 | |
| | 事務所所在地 | 埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地<br>末広不動産ビル2階 | 事務所所在地 | |
| | TEL | 048-522-111 | TEL | |

※　回 は実印

※　この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

# 契 約 条 項

**（契約の締結）**

第１条　貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、頭書（１）に記載する目的物件（以下「本物件」という。）について、頭書（２）の営業に供することを目的とする賃貸借契約（以下「本契約」という。）を以下のとおり締結した。

**（契約期間）**

第２条　契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書（３）に記載のとおりとする。
２　甲及び乙は、頭書（７）の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

**（賃料）**

第３条　乙は、頭書（４）の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
２　甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
一　土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
二　土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
三　近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
３　１ヶ月に満たない期間の賃料は、１ヶ月を実数として日割り計算した額とする。
４　賃料に賦課される消費税及び地方消費税は乙の負担とし、その支払い時期及び支払方法は、頭書（４）の記載に従うものとする。尚、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

**（共益費）**

第４条　乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下「維持管理費」という。）に充てるため、共益費を頭書（４）の記載に従い甲に支払うものとする。
２　甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
３　１ヶ月に満たない期間の共益費は、１ヶ月を実数として日割り計算した額とする。
４　共益費に賦課される消費税及び地方消費税は乙の負担とし、その支払い時期及び支払方法は、頭書（４）の記載に従うものとする。尚、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

**（負担の帰属）**

第５条　甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
２　乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
３　乙は、頭書（２）記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。
４　乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器設備に対する火災保険（借家人賠償責任保険）に加入するものとする。

**（敷金）**

第６条（A）乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書（４）に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
２　乙が賃料の支払いを延滞し、又は損害賠償その他本契約に基づく債務があるとき、甲は前項の敷金をもってその弁済に充当することができる。この場合、乙は本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることを請求することはできない。乙は、甲より充当通知を受けてから5日以内に敷金の不足額を補填する。
３　乙が前項に違反したときは、甲は乙に対し不足金額100円につき14％の延滞損害金を請求できる。
４　甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
５　前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

**（保証金）**

第６条（B）乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書（４）に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
２　乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
３　甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第１項の保証金より償却費として解約時賃料の　ヶ月分相当額を差し引き、返還するものとする。
４　甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
５　前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

**（禁止又は制限される行為）**

第７条　乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
２　乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行なってはならない。
３　乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、頭書（２）の事業内容を変更してはならない。

4　前３項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の　1　ヵ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
5　乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
6　乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
7　乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為、及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。
一　鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
二　大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
三　騒音等の迷惑行為を行うこと
四　第１項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
五　本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
六　本物件または本物件の周辺において、著しく組野もしくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
七　本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
8　乙は、本物件又は建物の共用部分の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
一　階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
二　階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

**（乙の管理義務）**

第８条　乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
2　乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
3　乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
4　契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
5　乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

**（原状の変更）**

第９条　乙が、本物件を頭書（２）の事業内容に従い使用する上で必要な模様替え、附属施設の設置等をする場合には、あらかじめ甲の承諾を得た上で甲の指示に従い施工するものとし、その費用は乙が負担するものとする。
2　前項の工事により法令上設備の新設・改善等が必要となった場合も同様とする。

**（契約期間中の修繕）**

第10条　甲は、本条第３項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕（柱、屋根、梁、外壁、雨漏り等主要構造体）を行わなければならない。
ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
2　前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
3　乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
一　電球、蛍光灯、ヒューズ、ＬＥＤ照明の取替え
二　その他費用が軽微な修繕
4　本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。
5　前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は、自ら修繕することができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。

**（契約の解除）**

第11条　甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
一　乙が賃料又は共益費の支払いを２ヵ月以上怠ったとき
二　乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
2　甲は、乙が本条第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に本条第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする
一　本物件を頭書（２）記載の事業以外の用に供したとき
二　第７条（第７項第五号から第七号を除く）から第10条までの規定に違反したとき
三　入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実に重大な虚偽があったことが判明したとき
四　その他乙が本契約の各条項に違反したとき
五　銀行取引の停止
六　破産手続きの開始

七　民事再生手続きの開始
八　会社更生手続きの開始
九　特別清算手続きの開始

3　甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
一　乙又はその使用人（以下「乙ら」という。）が暴力団員でもあるにもかかわらず、そのことを偽って契約したことが判明したとき。
二　乙らが、本物件を暴力団事務所として使用したとき。
三　乙らが、本物件の共用部分に反復継続して暴力団員を出入させたとき。
四　乙らが、本物件、共用部分その他本件建物の周辺において、暴力団員であるとの威力を背景に、粗野な態度、言動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。
五　乙らが、第７条第７項第五号から第七号の規定に違反したとき。
六　乙らが、暴力団以外の破壊・暴力活動を行う組織その他の反社会的と認められる組織・団体等の一員として前各号に該当した場合その他前各号に準ずる事情が生じたとき。

**（解約）**

第12条　甲は、乙に対して期間満了の6ヶ月前迄に解約の申入れを行なうことにより、本契約を解約することができる。

2　乙は、甲に対して3ヶ月前迄に解約の申入れを行なうことにより、本契約を終了することができる。
又、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料（本契約の解約後の賃料相当額を含む。）を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

**（明渡し及び明渡し時の修繕）**

第13条　乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

2　乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。

3　乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵（複製した鍵があれば複製全部を含む。）を甲に返還しなければならない。

4　本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。

5　本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。

6　乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

**（立入り）**

第14条　甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2　乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3　本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4　甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

**（甲の通知義務）**

第15条　甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。
一　賃料等支払い方法の変更
二　頭書（６）に記載した管理業者の変更

**（乙の通知義務）**

第16条　乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
一　乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第７条１項の定めに従うものとする
二　長期に休業するとき
三　連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
四　連帯保証人の死亡又は解散
五　連帯保証人の破産開始決定等、連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

**（延滞損害金）**

第17条　乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年（365日あたり）　14.6 %の割合による延滞損害金を支払うものとする

（乙の債務の担保）

第18条　本契約においては、下記方法により乙の債務を担保する。

2　本契約において、連帯保証人を立てる場合には、次の各号の定めによるものとする。

一　連帯保証人は、極度額――――万円の範囲で乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする

二　連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第17条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする

三　前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

四　賃借人は、連帯保証人（法人の場合を除く。以下、本条について同じ）に対して保証委託をするにあたり、民法465条の10第1項各号に定める下記情報を提供したこと、及び、連帯保証人に提供した当該情報が真実かつ正確であることを表明し保証する。

記

①　財産及び収支の状況

②　主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

③　主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

3　本契約において、家賃債務保証会社の提供する保証に加入する場合には、次の各号の定めによるものとする。

一　家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

二　乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書（3）記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

三　前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書（3）記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

（免責）

第19条　地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第23条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

（契約の消滅）

第20条　本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が全部消失した場合、乙はその他の事由により本物件の全部使用及び収益ができなくなった場合に、当然に消滅する。

（合意管轄裁判所）

第21条　本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要が生じたときは、本物件の所在地を管轄する地方（簡易）裁判所を第１審専属的合意管轄裁判所とする。

（反社会的勢力ではないことの確約）

第22条　甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

一　自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと

二　甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと

三　反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと

四　自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

ア　相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ　偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2　乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

（契約の終了）

第23条　本契約は、本物件の全部が消失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

（協議）

第24条　甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

（特約事項）

第25条　特約事項については、頭書（８）に記載するとおりとする。

別記様式第１号（第６関係）

# 政務活動費　領収書等貼付用紙

2658　　(1/2)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年６月30日 | 支出額 | 90,435 円 |
| 項目 | 事務所費 | 充当額 | 81,391 円 |
| 細目 | 事務所費 | 按分率 | 9/10 |
| 摘要 | 豊岡事務所家賃として（令和７年７月分） | | |
| 備考 | 振込金額91000円の内、1000円は水道料金（水道料金は事務費で計上）<br>家賃１か月80000＋駐車場10000＋（振込手数料440×90000/91000）＝90435<br>※小数点以下四捨五入 | | |

別記様式第１号（第６関係）

# 政務活動費　領収書等貼付用紙

2658　　(2/2)

## キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

埼玉りそな銀行
RESONA

| 取引銀行 | 取引店 | 口座番号 |
|---|---|---|
| 0017 | [redacted] | ********** |

| 取扱店 | お取引日 | 時刻 |
|---|---|---|
| 49742 | 07-06-30 | 09:38 |

| お取引内容 | お取引金額(円) | 手数料 |
|---|---|---|
| 振込 | ¥91,000 | ¥440 |

| お取引後の残高(円) | おつり |
|---|---|
| ********** | |

お取引現金内訳
(1万円) 万円　(5千円) 千円　(1千円) 千円　(硬貨) 円

JC認証

電信

お振込明細またはご案内

[redacted]

お受取人

登録番号 0004

マツモトヨシアキセイムカツトゥウジムショ様

ご依頼人

電話番号 [redacted]

取扱番号 300030

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

本契約の締結を証するため、本契約書を３通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自１通を保有する。

２０２３年　５月 27 日

| | | | |
|---|---|---|---|
| 甲・貸主 | 氏名 [redacted] | | TEL [redacted] |
| | 住所 [redacted] | | |
| 乙・借主 | 氏名 松本 義明 [redacted] | | TEL [redacted] |
| | 住所 [redacted] | | |
| 丙・連帯保証人 | 氏名 | 印 | TEL |
| | 住所　別紙、連帯保証人引受承諾書に記載 | | |
| | 極度額　　円 | | |

| | | A | | B |
|---|---|---|---|---|
| 宅地建物取引業者 | 主たる事務所所在地・TEL | 埼玉県入間市狭山台1-15-19 ０４－２９３４－３５８[redacted] | 主たる事務所所在地・TEL | |
| | 商号又は名称 | 株式会社　狭山台[redacted] | 商号又は名称 | |
| | 代表者の氏名 | 代表取締役 長谷川敏[redacted] | 代表者の氏名 | 印 |
| | 免許証番号 | 埼玉県知事（８）第１５６０３号 | 免許証番号 | 大臣 知事（　）第　　号 |
| 宅地建物取引士 | 氏名 | [redacted] 印 | 氏名 | |
| | 登録番号 | [redacted] | 登録番号 | （　　）第　　号 |
| | 業務に従事する事務所名 | 株式会社　狭山台商事 | 業務に従事する事務所名 | |
| | 事務所所在地 TEL | 埼玉県入間市狭山台1-15-19 ０４－２９３４－３５８１ | 事務所所在地 TEL | |

※㊞は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。


©公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会'22

# 事業用賃貸借契約書（事務所）

貸主[redacted]（以下「甲」という。）と借主 松本　義明 （以下「乙」という。）は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

**頭書（1）　目的物件の表示**

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 建物 | 名　称 | [redacted]様扇台貸事務所　1階 | | |
| | 所在地 | （住居表示）　埼玉県入間市扇台二丁目１番２１号 | | |
| | | （登記簿）　埼玉県入間市扇台二丁目７５４番地２２ | | |
| | 構　造 | 木・鉄骨造／スレート葺／３階建の１階部分 | | |
| | 種　類 | 居宅・店舗 | 新築年月 | 平成１５年３月６日 |
| | 面　積 | １階３８．２９㎡のうち３６㎡ | | |
| 附属施設 | | 無し | | |

**頭書（2）　事業内容（具体的に記載すること）**

事務所

**頭書（3）　契約期間**

| | |
|---|---|
| ２０２３（令和５）年　６月　１日　から　２０２６（令和８）年　５月３１日までの３年間 | |
| 目的物件の引渡し時期 | ２０２３（令和５）年　６月　１日 |

**頭書（4）　賃料等**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 賃　料 | 月額　８０，０００円<br>（別途消費税相当額　込み　円） | 管理・共益費 | 月額　０　円<br>（別途消費税相当額　　円） |
| 家財保険料 | 必ずご加入下さい | 敷　金 | １６０，０００円<br>（賃料２カ月分） |
| 駐車場２台分 | 月額　１０，０００円<br>（別途消費税相当額　込み　円） | 礼　金 | ８０，０００円<br>（賃料１カ月分） |
| 水道代 | 月額　１，０００円 | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| その他の条件 | | | | |
| 貸与する鍵 | 鍵No. | | | |
| | 本　数 | 本 | 本 | 本 |
| 賃料等の支払時期 | | 翌月分を毎月末日まで振込 | | |
| 賃料等の支払方法 | ☑振　込 | [redacted] | | |
| | □持　参 | 持参先 | | |
| | □口座引落 | 委託会社名 | | |


©公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会'22.06

別記様式第１号（第６関係）

# 政務活動費　領収書等貼付用紙

2659



| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年６月30日 | 支出額 | 7,810 円 |
| 項目 | 事務所費 | 充当額 | 7,029 円 |
| 細目 | 事務所費 | 按分率 | 9/10 |
| 摘要 | 駐車場代（R7年６月分） | | |
| 備考 | 駐車場代7,700円＋手数料110円です | | |

別記様式第１号（第６関係）

# 政務活動費　領収書等貼付用紙

2659



川口信用金庫

## 入出金明細照会

### 口座情報

| お取引店 | 科目 | 口座番号 | 口座名義人 |
|---|---|---|---|
| [redacted] | 普通 | [redacted] | ﾀｶﾊｼ ﾏｻｵ |

### 入出金明細

照会範囲：2025年06月30日～2025年06月30日　照会件数：4件

2025年06月30日 15時35分15秒時点の情報です。

全件数：4件

| 年月日 | お支払い（出金） | お預り（入金） | お取扱内容（摘要） | 残高 |
|---|---|---|---|---|
| [redacted] | | | | |
| 2025年06月30日 | 7,810円 | | ＲＫＳ（ダイワフドウサ | [redacted] |
| [redacted] | | | | |

別記様式第１号（第６関係）

# 政務活動費　領収書等貼付用紙

2659　　(3/3)

## 駐車場賃貸借(更新)契約　覚書

賃貸人(以下、甲という。):

賃借人(以下、乙という。):　　高橋　政雄

甲及び乙は、現在契約中の下記物件の賃貸借契約を本覚書の条件によって更新することに合意する。
なお、本覚書に定めなき事項については原契約の各約定及び特約事項を承継する。

—物件の表示—　　契約番号 [redacted]

| | | | |
|---|---|---|---|
| 物件名 | 中丸駐車場 | 駐車位置番号 | [redacted] |
| 所在地 | 埼玉県さいたま市緑区中尾字中丸2179-1 | | |
| 契約期間 | 2025年2月1日　～　2026年1月31日　（　1 年間 ） | | |

—賃料条件—

| 項　目 | 税抜金額 | 消費税額(税率10%) | 月額計 |
|---|---|---|---|
| 賃料(月額) | - | - | - |
| 駐車料(月額) | 7,000 円 | 700 円 | 7,700 円 |
| 敷　金 | 6,000 円 | - | - |

—車種名他—

| | | | |
|---|---|---|---|
| 車種名 | トヨタ　ヴォイ | NO. [redacted] | 色 白 |

上記の通り、甲と乙間の協議が成立したので、本覚書2通を作成し、各々記名押印の上各1通を保有するものとする。

西暦　2025年　2月　1　日

| | | |
|---|---|---|
| 賃貸人(甲) | 氏名 | |
| | 適格請求書発行事業者登録番号 | インボイス未登録 |
| 甲代理人 | 住所 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1 |
| | 氏名 | 株式会社大和不動産　代表取締役　小山　陽一郎 |
| 賃借人(乙) | 住所 〒 | [redacted] |
| | 氏名 | 高橋 政雄 |
| | 生年月日 1952/1/1 | TEL [redacted]　携帯電話 [redacted] |
| | 勤務先 埼玉県議会 | 勤務先TEL 048-873-4369 |
| | 勤務先住所 〒336-0932 | さいたま市緑区中尾2170 |
| 緊急連絡先 (乙)以外の方 | 住所 〒336-0932 | さいたま市緑区中尾2170 |
| | 氏名 高橋建設株式会社 | 続柄 [illegible] |
| | TEL [redacted] | 携帯電話 |
| 更新事務 | 免許番号 | 埼玉県知事(12)第8048号 |
| | 所在地 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1 |
| | | エイペックスタワー浦和中央館2[redacted] |
| | 商　号 | 株式会社大和不動産 |
| | 代表者 | 小山　陽一郎 |

別記様式第１号（第６関係）

# 政務活動費　領収書等貼付用紙

2660



| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年６月30日 | 支出額 | 21,540 円 |
| 項目 | 事務所費 | 充当額 | 19,386 円 |
| 細目 | 事務所費 | 按分率 | 9/10 |
| 摘要 | セキュリティ代（R7年６月分） | | |
| 備考 | | | |

別記様式第１号（第６関係）

# 政務活動費　領収書等貼付用紙

2660



川口信用金庫

## 入出金明細照会

### 口座情報

| お取引店 | 科目 | 口座番号 | 口座名義人 |
|---|---|---|---|
| [redacted] | 普通 | [redacted] | ﾀｶﾊｼ ﾏｻｵ |

### 入出金明細

照会範囲：2025年06月30日～2025年06月30日　照会件数：4件

2025年06月30日 15時35分15秒時点の情報です。

全件数：4件

| 年月日 | お支払い（出金） | お預り（入金） | お取扱内容（摘要） | 残高 |
|---|---|---|---|---|
| [redacted] | | | | |
| 2025年06月30日 | 21,540円 | | セコム | [redacted] |

別記様式第１号（第６関係）

# 政務活動費　領収書等貼付用紙

2660　　(3/3)

## 自動口座振替のご案内

〒[redacted]

高橋　政雄　様

| | |
|---|---|
| 請求書番号 | 2506496356 |
| 登録番号 | T6011001035920 |

[お問い合わせ先]
セコム株式会社
東浦和営業所
〒 336-0926
埼玉県　さいたま市　緑区　東浦和　７丁目
４８－１２　ガリレオビル３Ｆ
電話番号：048-810-4149

2025年06月03日

毎度格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
さて、下記のとおりご指定口座から口座振替させていただきますので、ご案内申し上げます。

セコム株式会社

| | |
|---|---|
| ご請求金額 | ¥21,540 |
| 振替予定日 | 2025年06月30日 |

| 指定口座 | 金融機関名 | 川口信用金庫 | 預金種目 | 口座番号 |
|---|---|---|---|---|
| | 支店名 | [redacted] | ＊＊ | ******* |

| 消費税率 | 税込計 | 消費税額 |
|---|---|---|
| 0%対象税込計 | | |
| 8%対象税込計 | | |
| 10%対象税込計 | ¥21,540 | ¥1,958 |
| 合計金額 | ¥21,540 | ¥1,958 |

| | |
|---|---|
| お知らせ | |
| 通信欄 | |

【明細】　　( 1／ 1 )

| コード | 契約コード | ご契約対象／ご請求内容 | 発生日／対象期間 | 本体価格／税額 | 合計金額 |
|---|---|---|---|---|---|
| | [redacted] | 事務室　様<br>ご契約料 | 2025/06/01～2025/06/30 | ¥19,582<br>¥1,958 | ¥21,540 |
| | | | | 税込合計金額 | ¥21,540 |

ご不明な点、お気付きの点がございましたらお手数ですが、ご連絡いただきますようお願い申し上げます。

別記様式第１号（第６関係）

# 政務活動費　領収書等貼付用紙

2661　　(1/5)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年６月30日 | 支出額 | 17,800 円 |
| 項目 | 事務所費 | 充当額 | 16,020 円 |
| 細目 | 事務所費 | 按分率 | 9/10 |
| 摘要 | 事務所　駐車場代　７月分 | | |
| 備考 | 口座名義　松井　弘<br>駐車場代　　17,600円<br>振替手数料　　200円 | | |

別記様式第１号（第６関係）

# 政務活動費　領収書等貼付用紙

2661　　(2/5)

| 摘　要 | お支払金額 | お預り金額 |
|---|---|---|
| [redacted] | | |
| 07-06-30 .振替 | *17,800 | RKS(ｶﾂﾐｶｲﾊﾂ |
| [redacted] | | |
| | | |

別記様式第１号（第６関係）

# 政務活動費　領収書等貼付用紙

2661　　(3/5)

## 自動車保管場所（車庫）賃貸借契約書

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 名　称 | 芳野本町駐車場 | | | 駐車位置 | [redacted] | 番 | 台数 1 台 |
| 所在地 | 埼玉県朝霞市本町２丁目１３６８－１、１３６９－１ | | | | | | |
| 賃　料 | 金 16,500 円也 | 内消費税 | 1,500 円 | 更新料 | ヶ月分（税別） | | |
| 敷　金 | 金 円也 | 保証金 | 円 | 礼　金 | 円 | | |
| 契約車 | 車種 | 社用車 | 色 | | 登録番号 | | |
| 契約期間 | 2020年11月12日 から 2022年11月11日 迄 | | | | | | |

賃貸人 [redacted] を甲とし、賃借人 松井弘政務活動事務所 を乙とする。

甲と乙とは上記表示物件を下記の条項で賃貸借契約を締結する。

第１条 賃料の支払は、毎月28日に翌月分を自動振替（集金代行）とし、その振替手数料一口座につき200円は乙の負担とする。尚、甲は支払いの請求書及び領収証を発行しない。賃貸借期間が1ヶ月に満たない場合は、当月の日数で日割り計算とする。
賃料の集金業務については、かつみ開発株式会社（かつみ不動産グループ会社）にて行うものとする。

第２条 更新時については、甲乙協議の上、契約の更新をすることができる。更新時の更新料は乙負担とする。
乙は更新事務手数料として、更新時に新賃料の　1ヶ月分　（税別）を甲の委任した業者に支払うものとする。尚、甲が委任した業者はかつみ不動産株式会社とする。
本契約の更新の手続きは、総てかつみ不動産株式会社を窓口とし、期間満了１ヶ月前迄に行うものとする。
又、賃料の増額の必要が生じた時は、甲乙協議の上、増額する事ができる。

第３条 乙が次の場合の一つに該当した時は、甲は催告をしないで直ちに本契約を解除することができる。
一、賃料の支払いを１ヶ月以上遅滞した時。
二、賃料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における甲乙間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
三、本契約書第２条に定める更新手続きをしなかった時。
四、本契約書第１２条に定める管理規則に違反した時。
五、本契約書の記載事項に虚偽の事実が発覚した時。
六、その他本契約に違反した時。
尚、上記の事由により本契約が解除された場合には乙は解除された当月分の賃料は支払うものとする。

第４条 乙又はその代理人、使用人、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって保管場所(車庫)又はその施設及び保管場所(車庫)の他の自動車に損害を与えた時は、乙は速やかにその損害を賠償するものとする。

第５条 甲は、保管場所(車庫)に在る乙の自動車について、発生した天災、火災、盗難等による損害についての責任を負わないものとする。

第６条 甲乙は壱ヶ月前の予告をもって本契約を解約することができるものとする。但し乙は予告に代え壱ヶ月分の賃料相当額を甲に支払って即時に解約することができるものとする。
乙が解約する場合は解約届に記名押印の上、甲又は甲の指定する者に届出するものとする。
尚、契約期間満了において解約する場合も、契約期間満了日の壱ヶ月前までに届出すること。
退車後も届出がない場合には賃料は支払う事とする。
又、部屋に付随している駐車場は、部屋を解約と同時に契約は終了となる。

第７条 駐車台数は駐車位置番号一つに付契約車１台とする。又、契約車は乗用車に限るものとする。
尚、乙が契約車を変更した場合甲に申し出て許可をもらい自動車の登録番号・車種及び色を連絡することとする。

第８条 乙は甲より駐車位置の変更を求められた場合にはこれに従うものとする。

第９条 本契約に基づく賃料、その他諸費用については、乙は施行されている税法に基づき消費税等を加算して甲に支払うものとする。尚、税法が改訂された場合には、改訂された月の賃料より適用する。

第10条 乙は礼金を本契約締結と同時に甲に支払う。

第11条 乙は　敷金　を本契約締結と同時に甲へ支払う。又、　敷金　に利息をつけない。
敷金　返金については本契約が終了した時に返還するが、延滞賃料又は第４条による損害賠償金がある場合はこれを差し引いてその残額を返還する。

第12条 本契約に基づく返金分についての振込手数料は乙負担とする。

別記様式第１号（第６関係）

# 政務活動費　領収書等貼付用紙

2661　　(4/5)

第13条（管理規則）

一、乙は保管場所(車庫)内に契約車両を適正に駐車させなければならない。

二、乙は保管場所(車庫)を転貸してはならない。

三、乙はいかなる理由を問わず保管場所(車庫)に仮設建物、バイク、自転車、物置、自動車用部品、或いは荷物等を置いてはならない。使用場所は常に清掃に気をつけて使用する事。（缶・ゴミ等を捨てない事）

四、乙は保管場所(車庫)において近所の迷惑となる行為をしてはならない。特に空ぶかし、アイドリング継続或いはクラクションを鳴らすことにより騒音をたててはならない。

五、乙は保管場所(車庫)に駐車していた車両が盗難、破損等の被害をうけない様、注意をしなければならない。

六、契約台数以上の駐車をしてはならない。

七、自動車検査切れの車両については駐車してはならない。

第14条（反社会的勢力の排除）

一、甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

（1）自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員・準構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。

（2）自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。

（3）反社会的勢力に自己の名義を利用させこの契約を締結するものでないこと。

（4）自ら又は第三者を利用して、相手方に対して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為又は、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為をしないこと。

二、乙は、本物件の使用に当たり、本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより付近の住民に不安を覚えさせる行為を行ってはならない。

三、甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本物件を解除することができる。

（1）反社会的勢力の排除に関する各条項に反する事実が判明したとき。

（2）契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。

上記のとおり契約が成立しましたので、本契約書式通を作成し、甲乙記名押印の上、各壱通を所持する。

2020年　10月　22日

賃貸人（甲）　住所 [redacted]

氏名 [redacted] ●

賃借人（乙）　住所 朝霞市本町3-4-17

氏名 松井弘政務活動事務所 ●　TEL 048-483-4258

勤務先名　　TEL

勤務先住所

緊急時連絡先住所 [redacted]

緊急時連絡先氏名 松井弘　TEL [redacted]

仲介者　朝霞市西原２丁目９番１号　TEL 048-473-0011

かつみ不動産株式会社　代表取締役　橋本　克己 ●

免許証番号　埼玉県知事（８）第　13750

登録番号

宅地建物取引士 [redacted]



P8501

別記様式第１号（第６関係）

# 政務活動費　領収書等貼付用紙

2661　　(5/5)

## 更　新　契　約　書

賃貸人 [redacted] （以下「甲」という）及び賃借人 松井弘政務活動事務所（以下「乙」という）は、後記物件目録記載の駐車場（以下、「本件駐車場」という。）の更新に関し、次のとおり合意した。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 名　称 | 芳野本町駐車場 | 駐車位置 | [redacted] |
| 所在地 | 埼玉県朝霞市本町２丁目3-25 | | |
| 契約期間 | 2024年11月12日　から　2026年11月11日　迄の　2年間　とする。 | | |
| 賃　料 | 金　17,600　円也　（内消費税　金　1,600　円也） | | |
| 更新料 | 新賃料の　ヶ月分<br>乙は甲に支払うものとします。 | 更新手数料 | 新賃料の　1　ヶ月分<br>乙は甲の委任した業者（かつみ不動産㈱）に支払う。 |
| 敷　金 | 金　0　円也　を既に預託済みである。 | | |
| 保証金 | 金　0　円也　を既に預託済みである。 | | |

原契約以降、契約内容に変更があった場合にはそれを優先する。

☐ 契約車の変更なし　☐ 契約車の変更あり　（契約車の変更有無に☑を入れて下さい）

| | メーカー | 車種 | 色 | 車両番号 |
|---|---|---|---|---|
| 契約車 | 社用車 | | | |

上記以外については、原契約の定めによるものとし、本書を弐通作成し、甲乙記名押印の上、各壱通を保有する。

2024 年 10 月 10 日

| | | | |
|---|---|---|---|
| 賃貸人 | 住　所 | [redacted] | 適格請求書発行事業者登録番号 |
| | 氏　名 | [redacted] | T3810233389017 |
| 賃借人 | 住　所 | 朝霞市本町 3-4-17 | |
| | 氏　名 | 松井弘政務活動事務所 | |
| | TEL | 048-483-4256 | 携帯TEL |
| | 勤務先 | | |
| | 勤務先住所 | | |
| | 勤務先TEL | | |
| 緊急時連絡先 | 住　所 | [redacted] | |
| | (カナ)<br>氏　名 | (マツイ ヒロシ)<br>松井 弘 | 賃借人との関係　本人 |
| | 自宅TEL | [redacted] | 携帯TEL [redacted] |
| | 勤務先 | | |
| | 勤務先住所 | | |
| | 勤務先TEL | | |

〈仲介業者〉　埼玉県朝霞市西原２丁目９番１号
かつみ不動産株式会社　代表取締役　橋本　克[redacted]
免許証番号　埼玉県知事(9)第13750号
宅地建物取引士 [redacted]
登録番号 [redacted]

42115

別記様式第１号（第６関係）

# 政務活動費　領収書等貼付用紙

2662



| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年６月30日 | 支出額 | 12,100 円 |
| 項目 | 事務所費 | 充当額 | 10,890 円 |
| 細目 | 事務所費 | 按分率 | 9/10 |
| 摘要 | 事務所ガードシステム費（令和７年７月分） | | |
| 備考 | 事務所ガードシステム費（令和７年７月分） | | |

支払証明書あり

| |
|---|
| 理由 |

別記様式第１号（第６関係）

# 政務活動費　領収書等貼付用紙

2662　　(2/3)

10

| 年 月 日 | 摘　要 | お支払金額 | お預り金額 | 差引残高 |
|---|---|---|---|---|
| [redacted] | | | | |
| 07-06-30 | 振替 | *12,100 | RKS(ｿｳｺﾞｳｹｲﾋ | |
| [redacted] | | | | |
| | | | | |

○他店支払いの小切手等でご入金のときは、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。
お支払可能時刻は小切手等の種類により異ります。詳細は窓口にご照会ください。
○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
〔項目名〕お支払金額・お預り金額・差引残高
・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
・その他の預金の場合は、円単位となります。

10

別記様式第１号（第６関係）

# 政務活動費　領収書等貼付用紙

2662　　(3/3)

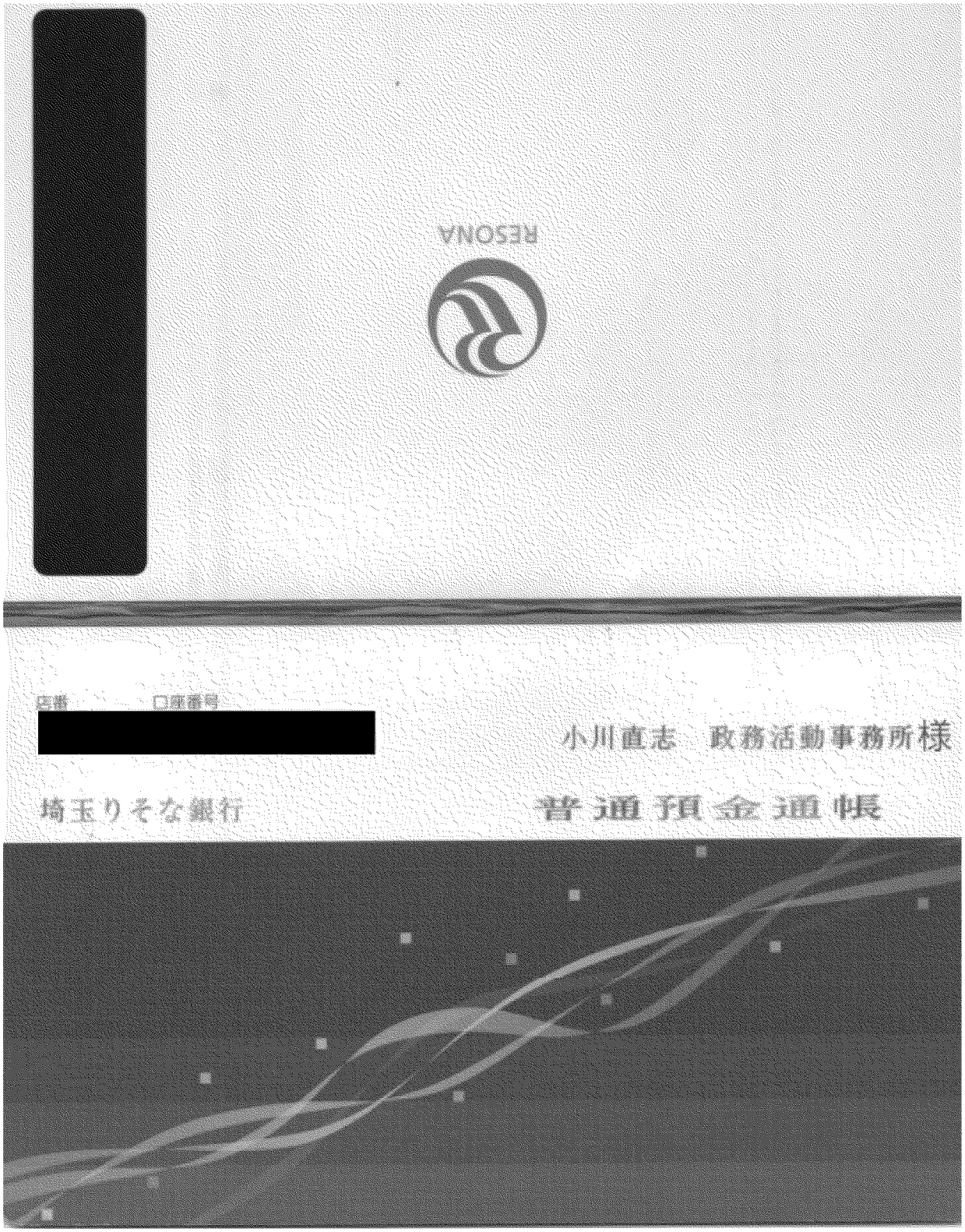

# ご案内

小川　ただし事務所　小川　直志　御中

登録番号 T3010401016070

請求書番号：20250509012782　1 / 1

請求書作成年月日 2025 年 05 月 09 日

〒359-0037
埼玉県所沢市くすのき台1丁目3番1号 所沢NONIビル7階

綜合警備保障株式会社
埼玉西支社

毎度ありがとうございます。
以下の通りご請求申し上げます。つきましてはご指定口座よりお振替させて頂きますので、振替期日までに口座残高のご確認をお願い申し上げます。

お振替日　2025 年　06 月　30 日

| 前回ご請求額 | ご入金額 | 今回ご請求額 | ご請求額合計 |
|---|---|---|---|
| ********** | ********** | ********** | ********** |

| | 件名・品名／備考 | 数量 | 単位 | 単 価 | 金額(税抜) | 消費税等 | 合計(税込) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 001 | 2025/07月度ＡＩＳＯＫガードシステム料金<br>小川　ただし事務所 | | | | 11,000 | 10% | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | (消費税 10%　計) | | | | 11,000 | 1,100 | 12,100 |
| | | | | 今回ご請求金額 | 11,000 | 1,100 | 12,100 |

お支払方法(ご指定の口座よりお振替させて頂きます。

別記様式第１号（第６関係）

# 政務活動費　領収書等貼付用紙

2663



| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年６月30日 | 支出額 | 135,440 円 |
| 項目 | 事務所費 | 充当額 | 121,896 円 |
| 細目 | 事務所費 | 按分率 | 9/10 |
| 摘要 | 事務所家賃（令和７年７月分） | | |
| 備考 | 事務所家賃（令和７年７月分） | | |

別記様式第１号（第６関係）

# 政務活動費　領収書等貼付用紙

2663　　(2/2)

## キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

埼玉りそな銀行

| 取引銀行 | 取引店 | 口座番号 |
|---|---|---|
| 0017 | [redacted] | ＊＊＊＊＊＊＊＊ |

| 取扱店 | お取引日 | 時刻 |
|---|---|---|
| 39842 | 07-06-30 | 08:54 |

| お取引内容 | お取引金額（円） | 手数料 |
|---|---|---|
| 振込 | ¥135,000 | ¥440 |

| お取引後の残高（円） | おつり |
|---|---|
| ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ | |

お取引現金内訳　JC認証

| （1万円） | （5千円） | （1千円） | （硬貨） |
|---|---|---|---|
| 万円 | 千円 | 千円 | 円 |

お振込明細またはご案内　電信

お受取人
サイタマケンシンキン
サカト゛
普通 8289798
ファインエステート(カ様
登録番号 0005

ご依頼人
オカ゛ワタタ゛シ セイムカツト゛ウシ゛ムショ様
電話番号 [redacted]
取扱番号 400014

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

＊印紙税を納付しない場合は＊印で消してあります。 →

# 更新同意書

物件の表示
所在地 [redacted]
名　称　八幡店舗
賃貸人 [redacted]
賃借人　小川　直志

こちらをご返送お願いします。

【現行の契約内容】
令和4年2月12日～令和7年2月11日

| 項　目 | 金　額 |
|---|---|
| 月額賃料 | 130,000 |
| 管理費 | 5,000 |
| | |
| 敷金 | 270,000 |
| 火災保険(2年) | 20,000 |
| | |

【新契約内容】
令和7年2月12日～令和10年2月11日

| 項　目 | 金　額 |
|---|---|
| 月額賃料 | 130,000 |
| 管理費 | 5,000 |
| | |
| 敷金 | 270,000 |
| 火災保険(2年) | 20,000 |
| ・原賃貸借契約及び特約内容を引き継ぐ事。 | |

私は上記物件の賃貸借契約を本書記載の通り更新する事を同意し、更新費用を別紙請求書の通りお支払いします。尚、原賃貸借契約及び特約内容を引き継ぐ事。
退去時原状回復及び退去時清掃代の負担が有る場合は退

賃借人様、ご記入・
ご捺印(認印)をお願いします。

ご記入

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 賃借人 | 住　所 | [redacted] | | |
| | 氏　名 | 小川　直志 | 電話番号 | [redacted] |
| | | | | |
| 連帯保証人 | 住　所 | [redacted] | | |
| | 氏　名 | [redacted] | 自　宅<br>携　帯 | [redacted] |
| | 勤務先 | | 勤務先電話 | |

代理人
ファインエステート㈱
埼玉県坂戸市八幡２－３－２
TEL049-288-1101

保証人様、ご記入・
ご捺印(実印)をお願いします。

# 重要事項説明書(建物賃貸借用)

令和４年２月１２日

小川 直志 様

下記の不動産について宅地建物取引業法第35条の規定に基づき次の通り説明します。
この内容に重要ですから充分理解されるよう お願い申し上げます。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 免許番号 | 埼玉県知事(7)第15602号 | 説明をする宅地建物取引士 | 登録番号 [redacted] 号<br>氏　名 [redacted] |
| 免許年月 | 平成29年 5月 6日 | | |
| 主たる事務所の所在地・商号・名称・代表者 | 埼玉県坂戸市八幡2－3－2<br>ファインエステート株[redacted]<br>代表取締役 伊東[redacted]<br>TEL049－288－11[redacted] | 業務に従事する事務所の所在地 | 埼玉県坂戸市八幡2－3－2 |
| | | 商号・名称 | ファインエステート株式会社 |
| | | | TEL 049－288－1101 |
| | | 取引態様 | 媒介 ／ 消費税 ／ 税抜表者 |

1. 物件の表示等

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 物件の表示 | 所在地 | 埼玉県坂戸市八幡１－１－２ | | |
| | 名称 | 八幡店舗 | | |
| | 種類 | 店舗併用住宅 | | |
| | 構造 | 木造 | | |
| | 間取 | 店舗 | 築年月 | 1998年2月 |
| | 床面積 | ６３．１０㎡ | | |
| 交通 | | 東武東上線　坂戸駅　徒歩１３分 | | |
| 貸主 | | 氏名 [redacted] 住所：[redacted] | | |
| 管理の委託先 | | ファインエステート株式会社<br>埼玉県坂戸市八幡２－３－２　TEL049-288-1101 | | |

2. 登記簿に記載された事項

| | | |
|---|---|---|
| 所有名義人 | 氏名 [redacted] 住所：[redacted] | |
| 甲区　所有者にかかる権利に関する事項 | 無 | 乙区　所有権以外の権利に関する事項の概要 | 抵当権　者 |

3. 設備状況等

| | | | |
|---|---|---|---|
| 水道 | 公営（メーター専用） | 坂戸水道企業団 | ０４９（２８３）１９５２ |
| 電気 | 東京電力（メーター専用） | 東京電力 | ０１２０　９９５４４１ |
| ガス | 都市ガス（メーター専用） | 坂戸ガス | ０１２０－３５２－０２５ |
| 排水 | 公共下水 | ガス台 | 無 |
| 台所 | 専用 | 冷暖房 | 無 |
| トイレ | 専用（水洗） | 電話 | 設置　（可） |
| 浴室 | 無 | | |
| 給湯 | 有（残置物扱い） | | ※居住中の物は全て残置物 |

4. 法令に基づく制限の概要（ 有 ・ 有：該当する法令名をOで囲むこと）

①都市計画法 ②建築基準法 ③新都市基盤整備法 ④国土法届出区域 ⑤農地法

5.当該建物が土砂災害警戒区域内か否か　土砂災害警戒区域外

6.当該宅地建物が造成宅地防災区域内か否か　造成宅地防災区域外

7.当該宅地建物が津波災害警戒区域内か否か　津波災害警戒区域外

8.アスベストの調査に関して（　やっていない　）

9.耐震診断について

昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建物（ 該当しない ） 耐震診断の有無（ 無 ）

10. 契約の種類及び期間

| | |
|---|---|
| 種類 | 普通賃貸借 |
| 期間 | 令和４年　２月１２日　から　令和７年 ２月１１日迄（ ３年間 ） |

11. 賃貸条件

| | |
|---|---|
| 賃料 | 月額　135,000円(税込み) ※管理費込み |
| 共益費・管理費 | |
| 支払時期・方法 | 毎月　末日 翌月分を指定口座へ振り込み(振込口座は契約書記載) |
| 礼金 | 賃料の ２ ヶ月分　270,000円 |
| 敷金 | 賃料の ２ ヶ月分　270,000円 |
| 更新に関する事項（有） | 1. 当初の上 ３ 年毎に更新することができる<br>2. 更新手数料（ 有 ：賃料の １ ヶ月分＋消費税 ）<br>3. 賃料改定方法(公租公課の増減・近隣情勢の変動・近隣賃料との不相当など) |
| 敷金等の精算に関する事項（有） | 1. 滞納賃料等、損害金と相殺する<br>2. 一定の範囲の原状回復費用として敷金が充当される予定(有)<br>3. 原状回復費用の範囲(地域や不具合の原因・借主の責任によって異なる)例・ゴミ・汚損・破損等 |
| 用途制限 | 事務所 |
| 利用制限 | ペット不可・楽器不可・ |

12. 損害賠償額の予定等に関する事項

①借主が故意又は過失により本物件に損害を与えた場合には、その程度に応じて貸主は借主に損害賠償を請求します
②借主は本契約が解除（または終了）したにもかかわらず本物件を貸主に明け渡さなかったときは、解除（または終了）した日の翌日から明け渡し完了日まで、賃料の倍額に相当する遅延損害金を支払わなければなりません

13. 契約の解除に関する事項

(1)借主は、貸主に対し3ヶ月前に解約を申し出るか又は3ヶ月分の賃料を支払って即時解約できます
(2)借主が賃料及び共益費等の支払を怠り貸主が相当な期間を定め催告したにもかかわらず支払がなされないときと又、借主が使用目的以外に使用するなどの禁止事項の行いや、貸主及び近隣に迷惑をかけ、本契約の継続が困難であると認められる場合も、貸主は本契約を解除することができます。

14. 建物完成時の形状・構造等　現状しない

15. 支払金または預かり金の保全措置の概要　保全措置　講じない

16. 金銭貸借のあっせん　無

17. 説明に関する説明所等に

| | | | |
|---|---|---|---|
| 供託所等の名称・所在地 | (公)不動産保証協会 | 東京都千代田区麹町3－30 |
| 所属地方事務所所在地 | (公)不動産保証協会埼玉県本部 | 埼玉県さいたま市中央区1－11－39 |
| 分譲業務保証金の供託所 | 東京法務局 | 東京都千代田区大手町1－3－3 |

18. 備考

以上について宅地建物取引士から取引士証を提示の上重要事項の説明を受け、重要事項説明書を受領しました。なお契約成立時には預託額 135,000円 を支払うことを承諾します。

令和 4 年　2月12日　[redacted]

住所 [redacted]　氏名 小川 直志 [redacted]

別記様式第１号（第６関係）

# 政務活動費　領収書等貼付用紙

2664　　(1/1)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年６月30日 | 支出額 | 176,407 円 |
| 項目 | 事務所費 | 充当額 | 158,766 円 |
| 細目 | 事務所費 | 按分率 | 9/10 |
| 摘要 | 事務所賃料・駐車場７月分 | | |
| 備考 | | | |

支払証明書あり

| |
|---|
| 理由 |

# 事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 [redacted](以下「甲」という。)と借主　林　薫(以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

**頭書(1)　目的物件の表示**

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 建物 | 名　称 | 松本ビル　　2階　　201号室 | | |
| | 所在地 | (住居表示)　さいたま市南区別所3-3-5 | | |
| | | (登記簿) | | |
| | 構　造 | 鉄筋コンクリート造・陸屋根・地下1階付3階建 | | |
| | 種　類 | 工場・事務所・共同住宅 | 新築年月 | 昭和56年2月 |
| | 面　積 | 2階の一部　約50.89㎡ | | |
| 附属施設 | | | | |

**頭書(2)　事業内容(具体的に記載すること)**

議員事務所

**頭書(3)　契約期間**

| | |
|---|---|
| 令和5年6月1日　から　令和8年5月31日まで (3年間) | |
| 目的物件の引渡し時期 | 令和5年6月1日 |

**頭書(4)　賃料等**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 賃　料 | 月額１５２，７７７円<br>(消費税１０％　13,888円含む) | 管理・共益費 | 月額７，１３０円<br>(消費税648円) |
| 家　財<br>保険料 | 円 | 敷　金 | ４５８，３３１円<br>(賃料　3カ月分) |
| 上下<br>水道代 | 月額３，０００円<br>(消費税１０％　272円含む) | 礼　金 | (賃料1ヶ月分) １５２，７７７円<br>(消費税１０％　13,888円含む) |
| | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| その他の条件 | | | | |
| 貸与する鍵 | 鍵No. | | | |
| | 本　数 | 本 | 本 | 本 |
| 賃料等の支払時期 | | 翌月分を毎月末日まで | | |
| 賃料等の支払方法 | ☑振　込 | [redacted] | | |
| | | | | |
| | | | | |


©公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会'22.05

# 駐車場使用契約書

貸主 [redacted]（以下「甲」という。）と借主 林 薫（以下「乙」という。）は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

**頭書（1） 駐車場の表示**

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 駐車場の表示 | 所在地 | さいたま市南区別所3-3-5 | | |
| | 名称 | 松本駐車場 | 指定場所 | [redacted] |

**頭書（2） 車種・車名型式**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 車種・車名型式 | | 登録番号 | |

**頭書（3） 契約期間**

| | |
|---|---|
| 契約期間 | 令和5年6月1日から令和8年5月31日までの3年間 |
| 目的物件の引渡し時期 | 令和5年6月1日 |

**頭書（4） 賃料・敷金**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 賃料（駐車場使用料） | 月額１６，５００円（消費税10% １，５００円含む） | | |
| 敷金 | 金 円 | | |
| 支払期限： 毎月末日までに 翌月分 を支払う | | | |
| 賃料等の支払方法 | ☒振 込 | [redacted] | |
| | | | |
| | | | |

**頭書（5） 貸主及び管理業者**

| | | |
|---|---|---|
| 貸 主 | 氏名 | [redacted] |
| | 住所 | |

| | | |
|---|---|---|
| 管理業者 | 商号又は名称 | [redacted] |
| 所在地 | [redacted] | ＴＥＬ [redacted] |
| 「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号 | 国土交通大臣（ ）第 号 | |
| （一社）全国賃貸不動産管理業協会会員番号 | ※（一社）全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載 | |
| 管理担当者 | 氏名 | （賃貸不動産経営管理士：登録番号 ）<br>※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載 |

 ©公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会' 22.06

別記様式第１号（第６関係）

# 政務活動費　領収書等貼付用紙

2665



| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年６月30日 | 支出額 | 12,100 円 |
| 項目 | 事務所費 | 充当額 | 9,680 円 |
| 細目 | 事務所費 | 按分率 | 8/10 |
| 摘要 | 事務所駐車場代　R7.7月分 | | |
| 備考 | | | |

別記様式第１号（第６関係）

# 政務活動費　領収書等貼付用紙

2665　　(2/2)

## キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

埼玉りそな銀行

| 取引銀行 | 取引店 | 口座番号 |
|---|---|---|
| 0017 | [redacted] | ＊＊＊＊＊＊＊＊ |

| 取扱店 | お取引日 | 時刻 |
|---|---|---|
| 50641 | 07-06-30 | 16:27 |

| お取引内容 | お取引金額(円) | 手数料 |
|---|---|---|
| 振込 | ¥12,100 | ¥110 |

| お取引後の残高(円) | おつり |
|---|---|
| ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ | |

| お取引現金内訳 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| (1万円) | (5千円) | (1千円) | (硬貨) | JC認証 |
| 万円 | 千円 | 千円 | 円 | |

お振込明細またはご案内　　電信

お受取人
埼玉りそな銀行
南越谷支店
普通　1442614
ﾌﾞﾝｶｴｽﾃｰﾄ(ｶ様

ご依頼人
ｱｻｲｱｷﾗ　ｾｲﾑｶﾂﾄﾞｳｼﾞﾑｼｮ様

電話番号　048-962-5777
取扱番号　300022

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

＊印紙税を納付しない場合は＊印で消しております。→

# 駐車場（自動車保管場所）契約書

所在地：　越谷市越ケ谷一丁目４６２１番[redacted]
名　称：　文化エステート越ヶ谷駐車場　　内第[redacted]号

車種プレートナンバー　スバル　サンバー　（色　グレー　）
[redacted]

賃　料：　壱ヶ月金１２，１００円也（内消費税1,100円）

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する

第１条　賃貸借の期間は 令和　３年　５月　１日より令和　４年　３月１２日迄とする。但し、甲乙の双方どちらからの申し出がない限り、本契約は以後１年毎の自動更新するものとする。

第２条　賃料は毎月末日までに、乙は甲方に翌月分を持参、又は指定金融機関に支払うこと（振込手数料は乙の負担とする）。万一壱ヶ月なりとも滞納せる際は権利金敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告を要せずして、本契約を解除し乙は即時明渡すものとする。

第３条　車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。

第４条　乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転貸は絶対にしてはならない。

第５条　甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。

第６条　駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。

第７条　乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等（無断駐車含む）による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第８条　乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。

第９条　甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

(1)自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。

(2)自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。

(3)反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

(4)自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

①相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。

②偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

2　甲及び乙が、次のいずれかに該当した場合には、何らの催告も要せずして、本契約の解除を命じることができる。

(1)前項の確約に反する事実が判明したとき。

(2)契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。

(3)乙が次の行為を行ったとき。

①本契約場所を反社会的勢力の活動の拠点に供すること。

②本契約場所又は本契約場所の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。

③本契約場所を反社会的勢力に使用させ、又は反復継続して反社会的勢力に使用させること。

第10条　甲乙双方の都合により本契約を解除する時は壱ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

特約条項

・「自動車保管場所使用承諾証明書」作成時は手数料として金５，５００円（内消費税500円）申し受けます。

・駐車される車の変更があった場合は、速やかに車検証の写しを車の種類と色も分かるようにして提出すること。

・契約時の消費税率は10%として計算し、その後改正があった場合は変更となります。

・本契約は、令和３年３月１２日に契約した文化エステート越ヶ谷第２駐車場№２号の移動に伴う契約の為、礼金１ヶ月分を免除するものとする。

受取人 [redacted]

口座名義人 [redacted]

上記契約の証として、本契約書を弐通作成し甲乙双方署名捺印の上各壱通を所持する。

令和　３年　５月　１日

貸主（甲）

住所　越谷市南越谷４丁目５番地２

文化エステート株式会社

氏名　代表取締役　中　山　寧　子

電話　０４８－９８５－６１３４

借主（乙）

住所　越谷市越ヶ谷1丁目8番6号

氏名　茂井明

電話　048－962－5777

別記様式第１号（第６関係）

# 政務活動費　領収書等貼付用紙

2666



| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年６月30日 | 支出額 | 60,000 円 |
| 項目 | 事務所費 | 充当額 | 54,000 円 |
| 細目 | 事務所費 | 按分率 | 9/10 |
| 摘要 | 来客用駐車場7.8.9月分 | | |
| 備考 | | | |

別記様式第１号（第６関係）

# 政務活動費　領収書等貼付用紙

2666　　(2/2)

## 領　収　証

新井一徳事務所　様　　7年　6月30日

★　¥20,000-

但　駐車場　7月分

上記正に領収いたしました

| | |
|---|---|
| 内　訳 | |
| 税抜金額 | |
| 消費税額等(　%) | |
| 内　訳 | |
| 税抜金額 | |
| 消費税額等(　%) | |

横山農園

代表　横山　信

TEL 080－6671－7639

登録番号

GR270024

# 領　収　証

新井一徳事務所様　　7年 6月 30日

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ★ | | | | ¥ | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | - |

但 駐車場 8月分
上記正に領収いたしました

内　訳
税抜金額
消費税額等(　%)
内　訳
税抜金額
消費税額等(　%)

横山農園
代表 横山　信
TEL080-6671-7639

登録番号

GR270024

# 領　収　証

新井一徳事務所様　　7年 6月 30日

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ★ | | | | ¥ | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | - |

但 駐車場 9月分
上記正に領収いたしました

内　訳
税抜金額
消費税額等(　%)
内　訳
税抜金額
消費税額等(　%)

横山農園
代表 横山　信
TEL080-6671-7639

登録番号

GR270024

別記様式第１号（第６関係）

# 政務活動費　領収書等貼付用紙

2667



| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付 | 令和７年６月30日 | 支出額 | 130,770 円 |
| 項目 | 事務所費 | 充当額 | 104,616 円 |
| 細目 | 事務所費 | 按分率 | |
| 摘要 | 事務所家賃６月分 | | |
| 備考 | 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため按分した額とする | | |

別記様式第１号（第６関係）

# 政務活動費　領収書等貼付用紙

2667　　(2/2)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

埼玉りそな銀行 RESONA

| 取引銀行 | 取引店 | 口座番号 |
|---|---|---|
| 0017 | [redacted] | ********** |

| 取扱店 | お取引日 | 時刻 |
|---|---|---|
| 10404 | 07-06-30 | 14:13 |

| お取引内容 | お取引金額(円) | 手数料 |
|---|---|---|
| 振込 | ¥130,000 | ¥770 |

| お取引後の残高(円) | おつり |
|---|---|
| ********** | |

お取引現金内訳

| (1万円) | (5千円) | (1千円) | (硬貨) |
|---|---|---|---|
| 万円 | 千円 | 千円 | 円 |

JC認証

電信

お受取人

お振込明細またはご案内

[redacted]

登録番号 0003

ご依頼人

サイタマケンキ゛カイ　キノシタ　ヒロノフ゛様

電話番号 048-924-8011

取扱番号 300042

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

# 事務所用建物賃貸借契約書

貸　主（甲）　[redacted]

借　主（乙）　木　下　博　信

# 事務所用建物賃貸借契約書

(1) 賃貸借の目的物件

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 建物名称・所在地等 | 名　　称 | | [redacted]家建物を事務所として賃貸借 | | |
| | 所　在　地 | | 〒340－0017　草加市吉町5丁目9番52号 | | |
| | 建て方 | 一戸建 | 構造 | 木　造 | 工事完了年 |
| | | | | 二 階 建 て | 平成12年完了<br>以後大規模修繕等なし |
| 住戸部分 | | 間　取　り | 1 階 2LDK | 2 階 3K納戸付 | |
| | | 面　　積 | 135,22㎡ | (それ以外にバルコニーあり) | |
| | 設備等 | トイレ | 有り | 特記事項なし | |
| | | 浴　室 | 有り | | |
| | | 洗面台 | 有り | | |
| | | 洗濯機 | 有り | | |
| | | 給湯設備 | 有り | | |
| | | ガスコンロ | 有り | | |
| | | 冷暖房設備 | 有り | | |
| | | 備え付け照明設備 | 有り | | |
| | | 鍵 | 3 個 | | |
| | | 使用可能電気容量 | 50 アンペア | | |
| | | ガ　ス | 都市ガスあり | | |
| | | 上下水道 | 公共上下水道・浄化槽あり | | |
| 付属施設 | 駐車場 | | 含　む | | |
| | バイク置場 | | 含　む | | |
| | 自転車置場 | | 含　む | | |
| | 物　置 | | 含　む | | |
| | 庭 | | 含　む | | |

(2) 契約期間

| | | |
|---|---|---|
| 始　期 | 平成29年4月22日から | 2 年 間 |
| 終　期 | 平成31年4月30日まで | |

(3) 賃 料 等

| | | |
|---|---|---|
| 賃　料 | 月額 130,000円 | 当月分を先月末までに銀行口座から振替払いとする。 |
| 敷　金 | な　し | 振り込み手数料は、乙の負担とする |

# 契　約　条　項

（契約の締結）

第１条 貸主 [redacted]（以下「甲」という）及び借主　木下博信（以下「乙」という）は、頭書（１）に記載する物件（以下「本物件」という。）の事業に供することを目的とする賃貸借契約を以下の通り締結する。

（契約の期間）

第２条　契約の期間及び本物件の引き渡し時期は頭書（２）記載の通りとする。

２　甲及び乙は、双方異議ない場合は本契約を更新することができる。以後その例による。

（賃　料）

第３条 乙は、頭書（３）の記載の通り賃料を甲に支払わなければならない。

２　甲及び乙は、次の各項のいずれかに該当する場合は協議の上賃料を改定することができる。

一　土地または建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合

二　土地または建物の価額の上昇または低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当と、なった場合

３　１か月に満たない期間の賃料は、当該月実日数を日割り計算した額とする。

（敷金の省略）

第４条 乙は、本契約から生ずる債務の担保として必要な敷金についてはこれを省略することができる。

（反社会的勢力の排除）

第５条 甲及び乙は、反社会的勢力に関わる全ての事項を排除する。

（禁止または制限される行為）

第６条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡し、または転貸してはならない。

２　乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築・改築・改造もしくは模様替えなど工作物の設置をしてはならない。

３　乙は、本物件の仕様に当たり、前項の工作物の設置を行う場合は、甲に通知し承諾を得なければならない。

（契約の解除）

第７条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合は、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにも拘らず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

一　（3）頭書に掲げる賃料の支払い義務

二　本契約の各号に掲げる確約に反する事実が判明した場合

（契約の消滅）

第８条 本契約は、天災・地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

（明け渡し）

第９条 乙は、本契約が終了する日までに（第７条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては直ちに）本物件を明け渡さなければならない。

２　乙は、前項の明け渡し日を事前に甲に通知しなければならない。

３　本契約が継続している途中に於いて解約する場合は、３か月前に甲に通知しなければならない。

（明け渡し時の原状回復）

第１０条　乙は、通常の仕様に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。

（連帯保証人）

第１１条　連帯保証人（以下「丙」という。）は、乙と連帯して本契約から生ずる乙の債務を負担するものとする。

（協　　議）

第１２条　甲及び乙は、本契約に定めがない事項及び本契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

平成２９年４月２１日

（甲）住　所 [redacted]
氏　名 [redacted]

（乙）住　所 [redacted]
氏　名 [redacted]

（丙）住　所 [redacted]
氏　名 [redacted]